

令和7年度 山梨地方労働審議会
第1回 家内労働部会（電気機械器具製品製造業） 議事録

1 日 時：令和8年1月21日（水） 午前10時00分～午前11時05分

2 場 所：山梨労働局1階大会議室

3 出席者：公益代表：落合委員、今井委員、塩田委員
家内労働者代表：濱田委員、小林委員、白倉委員
委託者代表：遠藤委員、佐藤委員、峯岸委員
事務局：小林労働基準部長、小林賃金室長、深沢賃金室長補佐

4 議事

- (1) 家内労働部会運営規程及び専決事項について
- (2) 家内労働の現状等について
- (3) 第15次最低工賃改正計画等について
- (4) 電気機械器具製品製造業家内労働実態調査の結果について
- (5) 山梨県電気機械器具製品製造業最低工賃の改正等について
- (6) その他

5 家内労働部会審議

(室長補佐)

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用した同条第1項の規定により、本部会を開催し、議決することができますことを報告いたします。

ただいまから、山梨地方労働審議会第1回電気機械器具製品製造業家内労働部会を開催いたします。

また、本部会は、一般に公開しておりますが、事前に公示しましたところ、傍聴希望者はありませんでしたので併せて報告いたします。

本部会は、山梨地方労働審議会の本審の委員と、今回新たに山梨労働局長が任命させていただいた、関係業界や労働組合の代表等である臨時委員の皆様により構成されておりますが、いずれの委員につきましても、令和7年12月4日付けで会長から本部会の委員に指名いただいております。

なお、臨時委員の皆様方の机の上には任命通知書を置かせていただいております。御了承いただくとともに御確認をよろしくお願いいたします。

それでは、労働基準部長の小林から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長あいさつ)

本日の第1回家内労働部会の開会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。

まず、委員の皆様方におかれましては、本部会委員への御就任いただくことに御快諾いただいたこと、誠にありがとうございます。

本日御多用の中、本部会に御出席賜りましたことについて、併せて感謝申し上げます。ありがとうございます。

山梨県においては、家内労働の最低工賃として、三つのものがございます。

一つが、本日御審議いただきます「電気機械器具製造業」、もう一つが昨年御審議いただきました「貴金属製品製造業」、もう一つが「婦人服製造業」でございます。

本年度は、今申し上げましたように電気機械器具製造業最低工賃を御審議いただくわけですけれども、最低工賃制度そのものの根本でございます家内労働法ができたのが昭和45年でございますけれども、その当時は全国200万人を超える家内労働従事者いらっしゃったところでございます。

しかしながら、令和6年の調査によりますと、全国で約9万1千人余ということで、大きく減少しているところでございます。あわせて、令和7年の調査においては山梨県内の家内労働従事者の数1,299人ということで、前年の令和6年の調査ですと1,326人ということで、27人の減少となっているという状況でございます。

我々労働行政といたしましては、家内労働従事者の方々につきましてもその労働条件の確保、生活の安定を図るということについては、依然重要な事項であるという認識でございます。

つきましては、本日の審議におきましては、皆様方に十分な御審議をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の部会におきましては、まず部会長の選出などをいただいた後に、我々のほうから家内労働の現状や第15次最低工賃改正計画並びにこの審議をしていただくうえで必要となります各種の調査や資料につきまして説明させていただいた後に最低工賃の改正ということで御審議いただく形になっております。

事務局といたしましても、円滑な審議となりますよう鋭意努力をさせていただきますと思っておりますので、ぜひ、皆様方におかれましても全会一致を目指していただきつつ、慎重に審議をいただければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(室長補佐)

続きまして、各委員の御紹介でございますが、お手元に委員名簿と配席表をお配りしております。

誠に恐縮ですが、これをもちまして御紹介に代えさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りした資料の御確認をお願いいたします。

本日の次第、配席表、山梨地方労働審議会家内労働部会委員名簿、左上をホッチキス止めしています、「山梨地方労働審議会審議資料」、「関係規定等資料」、「参考資料」。これらの資料をお配りしておりますが、お手元の資料で足りないものはございますか。よろしいでしょうか。

(室長補佐)

続きまして、次第の3、部会長の選出及び部会長代理の選出に入ります。

家内労働部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」とされています。事前に公益委員の皆様で協議をしていただいておりますので、その結果につきまして今井委員から御報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長には、地方労働審議会本審の委員でもあります落合委員を推薦させていただきたいと思っております。

(室長補佐)

ただいま、今井委員から「部会長に落合委員を」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(室長補佐)

ありがとうございます。

全会一致で部会長に落合委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出について、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項に「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。落合部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

(落合部会長)

それでは、部会長代理は、今井委員をお願いしたいと思います。

(室長補佐)

ただいま、部会長から部会長代理に今井委員をとの御指名がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(室長補佐)

ありがとうございました。

部会長は落合委員、部会長代理は今井委員に決まりましたので、お手元の委員名簿に、部会長の落合委員のお名前の左側に二重丸の記号を、部会長代理の今井委員のお名前の左側に丸印の記号の記載をお願いいたします。

それでは、落合部会長から御挨拶をいただき、以後の議事進行をよろしく願いいたします。

(落合部会長)

ただいま部会長に選出いただきました落合と申します。

よろしく願いいたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は皆様方の活発な御意見を賜りまして、有効な会議にしたいと思っておりますので御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、簡単ではございますけれど、挨拶に代えさせていただきます。

【 議事 (1) 家内労働部会運営規定及び専決事項について 】

(落合部会長)

早速ですが、議事に入りたいと思います。

まず、議事の(1)「家内労働部会の運営規程及び専決事項について」、事務局から説明をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

私のほうから説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

まず、事前に郵送させていただきました資料のうち「山梨地方労働審議会関係規定等資料」をお手元に御用意いただければと思います。

こちらの資料の1ページを御覧いただければと思います。

地方労働審議会の仕組みの図になります。

家内労働に関しましては、家内労働法という法律によりまして、労働局長は、都道府県労働局に置かれる審議会に調査審議を求め、その意見を聴いて、最低工賃の決定、改正及び廃止を行うことができるとされておりまして、図の中央の「山梨地方労働審議会」がその審議会に該当いたします。

また、地方労働審議会は、関係法令によりまして、「家内労働部会」を設置することができ、また、最低工賃の改正等について労働局長から調査審議を求められた場

合には、「最低工賃専門部会」を設置して、最低工賃額等の具体的な審議を行うこととされています。

家内労働部会及び工賃専門部会の委員につきましては、地方労働審議会令によりまして、家内労働者を代表する委員と委託者を代表する委員の数は同数とされており、山梨地方労働審議会運営規程により委員の数は、公、労、使、各側とも3名、合計9名で構成することとされています。

次に資料の3ページを御覧いただければと思います。

最低工賃の改正決定に至るまでの流れを記載した図になっております。

図の左上からの説明となりますけれども、本日、開催しております家内労働部会の設置につきましては、昨年11月21日に開催されました山梨地方労働審議会におきまして、設置が決定されたところです。

この家内労働部会におきましては、最低工賃の改正の必要があるかないかを御審議いただくこととなります。

「改正の必要あり」との結論になった場合には、最低工賃をいくら引き上げるべきかという、具体的な金額などにつきまして、最低工賃専門部会を開催して別途審議いただくこととなり、引上げ額について結論が出ましたら、労働局長あてに答申をいただき、その後、答申要旨の公示、異議申出の受付、官報公示、改正した最低工賃の効力発生という流れになっております。

改正決定に係る諮問につきましては、地方労働審議会の本審を開催することなく、山梨労働局長名の諮問文を直接、同審議会の会長あてに交付することによりまして行うこととしております。

本日の家内労働部会におきまして、「最低工賃の改正決定の必要がない」との結論に至った場合には、その旨を今後開催される予定の地方労働審議会の本審に報告して手続きは終了となりまして、最低工賃専門部会は開催されないこととなります。

続きまして資料の7ページを御覧いただければと思います。

地方労働審議会令の条文を記載しております。

まず、委員の皆様の任期につきまして、第4条に規定があります。

第1項におきまして、「委員の任期は2年」と書かれておりますが、これは、地方労働審議会の本審の委員の皆様の任期が2年ということでありまして、本審の委員ではない、関係業界の代表等である臨時委員の皆様につきましては、同条第4項におきまして、「調査審議が終了したときに解任されるものとする。」と規定されておりますので、御承知おきいただければと思います。

続きまして資料の10ページを御覧いただければと思います。こちらは、山梨地方労働審議会運営規程になります。

第12条の2の規定を御覧いただければと思います。

こちらは、各部会の終了に係る規定となります。「第9条の規定により設置した部会」には、家内労働部会も該当しますが、「その任務を終了したときは廃止されたも

のとみなす」とされており、また、第 13 条では、最低工賃専門部会につきましても、「その任務を終了したときは廃止されたものとみなす」とされています。

以上につきましても御承知おきいただければと思います。

次に、部会の専決に関する規定について説明いたします。

本来であれば、部会で議決した事項につきましては、部会報告を作成して、地方労働審議会の本審に提出し、同報告を受けて、本審で改めて議決を行って決定する流れとなりますが、専門部会で決めていただいた事項につきましては、改めて、本審を開催して、決議することは時間がかかりますので、あらかじめ、専決の基準を設けているということでございます。

専決の基準についての規定としまして、資料の 8 ページ、こちらは地方労働審議会令になりますが、第 6 条第 8 項におきまして、「審議会はその定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされ、最低工賃専門部会につきましても、第 7 条の第 4 項により、第 6 条第 8 項を準用する形で、同様に規定されております。

10 ページに戻っていただきまして、山梨地方審議会運営規定の第 10 条第 1 項におきまして、「部会長が本審の委員である部会が、議決をしたときは、その部会の議決をもって本審の議決とする。」ということが規定されております。

さらに戻っていただきまして、資料の 5 ページでございます。

項目の 2 になりますが、昨年 11 月 21 日に開催されました地方労働審議会の本審におきましても、「部会決議をもって審議会の議決とみなす」ことを確認的に、改めて決議いただいているところでございます。

以上により、本部会における決議が本審の決議とみなされることとなります。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの事務局からの説明について委員の皆様、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事（２）家内労働の現状について 】

(落合部会長)

それでは、次に議題の（２）「家内労働の現状について」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

山梨地方労働審議会審議資料の 1 ページを御覧いただければと思います。

こちらは、厚生労働省が昨年度実施しました「家内労働概況調査」の結果を取りまとめた資料になります。

1 ページと 2 ページに全国の調査結果の概要が記載されております。

2 の(1)の家内労働者数の推移ですが、昭和 48 年度の約 184 万人がピークで、令和 6 年度は 88,332 人となっております、約 20 分の 1 まで減少しているというところでございます。

(2)の男女別では、家内労働者の 88.7%を女性が占めているということです。

(3)の類型別では、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者の割合が 94.0%と大部分を占めています。

(4)の業種別で見ますと、繊維工業の家内労働者数が最も多く、20,432 人、23.1%、次いで、電気機械器具製造業が 10,722 人、12.1%となっております。

続きまして、2 ページになりますが、3 の(1)の委託者数でございます。

委託者数につきましては、全体で 6,481、(2)の業種別では、繊維工業が最も多く 2,156、33.3%、次いで、電気機械器具製造業が 706、10.9%となっております。

3 ページ以降は調査の具体的な集計結果になりますので、御参考としていただければと思います。

続きまして 9 ページに進んでいただければと思います。山梨県と全国の委託者数と家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

山梨県のデータにつきましては、本年度の最新のデータも反映しております。

家内労働従事者につきましては、家内労働者のほかに、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者を手伝う補助者を合計したものになります。

続きまして 10 ページを御覧いただければと思います。

県内の電気機械器具製造業での、委託者数及び家内労働従事者数の推移を表したグラフとなります。

以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事 (3) 第 15 次最低工賃改正計画等について 】

(落合部会長)

それでは、次に議事の (3)「第 15 次最低工賃改正計画等について」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、最低工賃の改正計画等について、引き続き説明させていただきます。

まず、資料の 11 ページを御覧いただければと思います。

山梨県では、最低工賃につきましては、「電気機械器具製造業」、「婦人服製造業」、「貴金属製品製造業」の 3 種類が定められておりまして、毎年 1 種類ずつ審議をいただいております。

最低工賃の改正につきましては、「第 14 次最低工賃新設・改正計画」では 3 年周期での新設・改正計画を策定しておりましたが、令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年を計画期間とする「第 15 次最低工賃新設・改正計画」におきましては、2 年を周期とすることとされ、令和 7 年度と令和 9 年度に「電気機械器具製造業」、来年度、令和 8 年度に「婦人服製造業」と「貴金属製品製造業」の最低工賃の改正計画が策定されております。

これは厚生労働省の指示によりまして、2 年を周期として、計画をというところで、第 15 次の計画からはこういうものになっております。

続きまして 13 ページを御覧いただければと思います。

こちらは電気機械器具製造業最低工賃の現在の金額を記載した一覧表になります。

現在、「ビニル線」、「コイル」、「コネクタ」の 3 種類の品目の作業工程について、最低工賃が定められております。

続きまして、14 ページから 16 ページまでございます。こちらは工程の説明となっております。

用語の説明につきましては、別途資料の「山梨地方労働審議会参考資料」の 1 ページ 2 ページにございますので、あわせて御覧いただければと思います。

続きまして 17 ページを御覧いただければと思います。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正の推移を表した一覧表になります。グレーに色付けされた部分の品目や工程は、既に廃止されたものになります。

一覧の下の方を御覧いただきますと、平成 19 年度、22 年度、25 年度の 3 回は最低工賃の改正が見送られましたが、平成 28 年度、令和 2 年度、令和 4 年度につきましては工賃額の改正がなされたという経過となっております。

続きまして資料の 19 ページを御覧いただければと思います。

審議の参考としていただくために、他県において定められている、似たような最低工賃の金額及び改定状況をとりまとめた資料となります。

令和 4 年以降に改正された工賃につきましては、発効日を朱書きとし、さらにカッコ内には前回の発効日を記載し、何年ぶりに改正が行われたかがわかるようにしております。また、金額欄には引上げ額を朱書きで記載しております。

山梨県で設定している最低工賃のうち、「ビニル線」につきましては、近似のものとして、「リード線」と「シールド線」があげられますが、このうち「シールド線」は複雑な線となるため工賃が高くなりますので、比較できるのは「リード線」となります。

「リード線」は神奈川県のみとなっており、1 か所 50 銭、山梨県より 9 銭低い金額となっております。これは発効日が平成 30 年となっております。

続きまして「コイルのからげ」につきましては、岩手、秋田、長野の 3 県で定められております。

岩手が 1 個当たり 1 円 90 銭、秋田は 100 個単位ですが、1 個当たりにすると約 1 円 50 銭、長野が 1 個当たり 1 円 95 銭となっております。

山梨県では「1 か所当たり 89 銭」となっておりますが、「からげ」の作業はコイルに巻いた銅線の両端について行うため、コイル 1 個について 2 か所となりまして、コイル 1 個当たりの金額にしますと、2 倍の 1 円 78 銭となります。

次に「コネクター」へのリード線の差しの作業につきましては、資料の 20 ページからとなります。

同種の工程のうち、山梨県と比較対象としやすいリード線について行う規格としているものとしては、宮城、栃木、神奈川の 3 県がありまして、宮城が 47 銭、栃木が 55 銭、神奈川が 58 銭となっております。

山梨県は 56 銭ですので 3 つの県の中間に位置していることとなります。

説明は以上でございます。

(落合部会長)

ただいまの事務局からの説明について委員の皆様、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 議事（４）電気機械器具製造業家内労働実態調査の結果について 】

(落合部会長)

それでは次に、議題の（４）「電気機械器具製造業家内労働実態調査の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

資料 23 ページを御覧いただければと思います。

こちらは、本年度、山梨労働局で実施しました家内労働実態調査結果の概要を取りまとめた資料になります。

調査の対象としました委託者は、第 1 の 1 の(2)にありますように、165 件といたしました。

回答があったのは、第 2 の 1 にありますように 132 件、回収率は 80%となりました。

対象の選定につきましては、家内労働の委託を行っている委託者は、家内労働法によりまして「委託状況届」という書類を、毎年労働基準監督署を経由して労働局

長あてに提出することとされております。この届によりまして、家内労働の委託者を把握することができます。

前回の令和4年度から対象が減っておりますけれども、対象委託者を絞り込んだ理由につきましては、令和4年度の調査結果で「委託あり」と回答された43社と協力がなかった80社、あと、今年度新たに情報誌などから把握しました42社を加えた165社としました。

また、回答期限までに回答が無かった事業場に対しましては、督促もさせていただいて、調査を実施いたしました。

委託者向けの調査におきましては、実際に仕事を出している家内労働者の名簿の提出もお願いしまして、これにより御提出いただきました家内労働者の名簿を基に、家内労働者向けの調査も併せて実施いたしました。

家内労働者向けの調査の結果は資料の35ページからになりますが、家内労働者83人に対して調査票を送付しまして、回答期限までに回答をいただけなかった家内労働者の方には、督促もさせていただきまして、調査を実施いたしました。

その結果、47人の方から回答をいただき、回収率は56.6%となりました。

この調査の結果で委託者の数ですが、23ページ下のほうの調査結果概要の7年度、委託ありで40となっております。

異業種で1出ておりますのでこれをマイナスしまして、電気関係の委託者は39となりました。

委託者数及び家内労働者数の推移については、24ページの2つの表となります。

25ページからは、委託者の調査結果をまとめた資料となります。委託者数は、令和4年度から4増加しております。

次に、2番の委託理由につきましては、「手作業」が最も多く、令和7年度では、66.7%、次に「コストが安い」が46.2%となっております。割合順では令和4年度の調査時と同じ結果となっております。

続きまして26ページ、こちらは委託量の増減ですが、増加31.6%、減少34.2%変化なし34.2%となっております。ほぼ変わらない数字となっております。

続きまして27ページでございます。

4番「委託量の変化」、5番として「工賃の決定方法」となっております。

委託量の今後1年間の見込みですが、約60%が「変わらない」としております。

続きまして5番の工賃の決定方法ですが、「自社で試作した結果」が43.6%、「価格・利益」が35.8%、「最低工賃」が28.2%、「パート賃金」23.1%となっております。

続きまして28ページでございます。

6番「委託製品の受け渡し」、その方法は62.2%が「家内労働者が委託者の事務所へ取りに来て持って帰っている」、交通費などについては、50.0%が「支払いや工賃の割増は行っていない」、46.4%が「支払っている、上乘せしている」としております。

また、7月の家内労働者に対する工賃支払額でございます。

こちらは、「2万未満」が24.5%、「3～4万」が20.3%となっておりまして、「10万～」も17.7%となっております。

続きまして29ページでございます。

9番の「最低工賃の必要性」ですが12が「必要」と回答いただいております。

この12につきましては、「最低限の工賃確保のため」、「ないよりあったほうが良い」と回答した13が「契約の目安として」としており、「最低工賃の必要性」につきましては、86%が「必要」、「あったほうが良い」としております。

回答していただいたほとんどの委託者の方が必要としております。

続きまして30ページの10番、「最低工賃改正の必要性」でございます。

回答のあった27のうち16が「改正不要」としており、主な理由としては「最低工賃を超える工賃を支払っている」としております。

30ページの11番の「最低工賃等に係る意見要望」というところでございます。

こちらは、今回調査させていただいたところでの意見要望が記載されておりますので参考としていただければと思います。

31ページからは「最低工賃設定業務に係る委託単価等の状況」、「工賃設定外の委託状況」が記載されておりますので、併せて参考としていただければと思います。

35ページからは、家内労働者の調査結果となっております。

調査対象家内労働者数は83、うち回答があったのは47で回収率は56.6%となっております。

項目の2から5、世帯主の別、性別、年齢、経験年数を簡単にまとめると、「71歳から80歳」の「世帯主以外」の「女性」が多く、その経験年数は「5～10年未満」が最も多くなっております。

36ページ、項目6でございます。

家内労働の態様の表を御覧いただきますと、内職的家内労働者が約73%と最も多く、男女別では女性が56.8%となっております。

同じく36ページの下項目9、仕事量の変化、3年前との比較でございます。

「変化なし」が約42%、「減少」が55.6%と半分以上を占めております。

続きまして37ページ、項目10の工賃単価の変動についてです。

「変わらない」が82.9%となっておりまして、高い割合を占めております。

続きまして項目11、本年7月の家内労働日数につきましては、「16日から20日」の区分が最も多く、次いで「11日から15日」の区分が続いている結果となっております。

項目12につきましては1日当たりの家内労働時間数でございます。

こちらは「2時間以上5時間未満」の区分が52.3%を占めておりまして、半数を少し超えるくらいとなっており、続いて、「5時間以上7時間未満」の区分が22.7%として続いております。

項目13の「7月の工賃収入額」は、「2万円以上5万円未満」が最も多くて41%となっております。

続きまして、38 ページの項目 16「内職している理由」でございます。

こちら複数回答になっておりますけれども、「家計補助」、「余暇時間を活用」が上位を占めております。

続いて項目 17「内職を選んだ理由」でございます。

こちらは、「都合の良い時間に働けるため」が回答のあったものの約 60%を占めておりました。

続いて項目 18「最低工賃について」、その必要性につきましては、「必要」、「ないよりあった方がよい」が約 93%を占めておまして、その理由としましては「工賃確保」、「契約の目安」としております。

39 ページ、「改正の必要性」については、約 89%が「改正すべき」としております。

39 ページの項目 19、こちらは、家内労働等に関する意見を記載しておりますので、参考としていただければと思います。

実態調査結果の説明は以上となります。

(落合部会長)

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事（5）山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等について 】

(落合部会長)

次に、議題の（5）の「山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正等について」について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

審議資料の 41 ページを御覧いただければと思います。

こちらは山梨県の地域別最低賃金額と特定最低賃金額の推移と引上げ額、引上げ率を示した一覧表になります。

最低賃金につきましては、原則としまして、産業や職業の種類を問わず、県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される地域別最低賃金と、特定の産業に属する事業場の労働者とその使用者にのみ適用される特定最低賃金がございます。

山梨県の特定最低賃金としましては、電機関係と自動車関係の 2 種類がございますので、これらの特定最低賃金の推移も併せて記載しております。

表の一番右側の列には、前回令和 4 年度の最低賃金と比較した、現在の最低賃金の上昇率を参考として記載しております。

続きまして、43 ページを御覧いただければと思います。

43 ページから 47 ページまでが、県内の賃金関係のデータの資料となり、説明は省略しますが、県内の給与等の経年的な推移を示した資料となっております。

続きまして 49 ページ、こちらは、山梨県で発表しております「山梨県の賃金・労働時間及び雇用の動き」の令和 7 年 10 月分、速報になり昨年 12 月 25 日公表されたものとなっております。

先ほどの賃金関係の資料とあわせて御覧いただければと思います。

続きまして、67 ページでございます。

こちらは、昨年 12 月 25 日に山梨県が公表しました、「山梨県鉱工業指数」の令和 7 年 10 月分の資料になります。

69 ページを御覧いただきますと、10 月の概況が記載されております。

山梨県の鉱工業指数のうち、「生産」、「出荷」、「在庫」の指数は、前月比は「生産」、「出荷」は上昇、「在庫」は低下、前年同月比は「生産」、「出荷」は上昇、「在庫」は低下となっております。

続きまして 72 ページ、主要産業の生産動向のグラフが記載されております。

鉱工業指数は、令和 2 年を基準の 100 として比較した数値を表しております、この 72 ページの下のグラフが電気関係のグラフとなっております。

「情報通信機械」は 100 の赤い線よりも上側で推移しておりましたけれども、「電気機械」、「情報通信機械」、「電子部品・デバイス」とも 9 月、10 月と 100 の赤い線よりも下側の水準でとなっております。

次に 75 ページ、こちらは、業種別の対前月比の「出荷」の動向が一覧表になっております。

この表の真ん中あたりに、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」が並んでおり、一覧表の一番右側の青く色付けされた 10 月のところがございます。

それを見ますと、「電気機械工業」と「情報通信機械工業」につきましては前月よりも低下となっております。

次に、93 ページ、山梨県が 12 月 8 日に公表しました甲府市消費者物価指数の令和 7 年 10 月分の資料となります。

97 ページ、消費者物価指数の動向が記載されており、この指数は、2020 年を基準の 100 としております。

1 の(1)の「総合指数」を御覧いただきますと、本年 10 月は、前年同月よりも 3% の上昇で、44 月連続でプラスとしております。

次に 107 ページ、こちらは、山梨中央銀行が発表しております「調査月報」の 2025 年 12 月分になります。

資料の 113 ページに電気関係の業界の動向が記載されております。

電気関係につきましては、「コネクタの受注・生産は、車載向けがやや弱含んでいるものの、データセンター向けが好調に推移しているほか、スマートフォン向けも

持ち直しており、全体として上向いている。リードフレームは、産業機械向けの受注・生産が伸び悩んでいる一方、LED 向けが好調なほか、車載向けも回復傾向で推移している。」とされております。

資料の説明としましては以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、御意見等ございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

それでは、これから最低工賃の審議に入りたいと思います。

本日の部会におきましては、電気機械器具製造業最低工賃については、改正する必要があるかないかという点について審議を行うことになりまして、結論を出すことといたします。

つきまして、具体的な金額の検討は行わないということについて、改めて御留意いただき、議論を始めたいと思います。御意見等、どなたかいかがでしょうか。

(落合部会長)

はい、小林委員お願いします。

(小林委員)

労働者側委員を務めております小林と申します、よろしく申し上げます。

今回、この最低工賃につきましては、私初めて参加させていただいて、過去の資料とか少し見てきましたけれども、改正する必要があるかなしかで言わせていただくと、これが3年ごとの改正であるということと、先ほどの資料にもありましており、直近の3年が最低賃金関係が非常に上がっているということも含めると、改正の必要はあったほうが良いのではないかと、意見をさせていただきたいと思っております。

(落合部会長)

ただいま小林委員から、最低賃金がここ3年間上がっていることからしても、最低工賃の改正の必要性はありという御意見がありましたが、ほかにいかがですか。

(落合部会長)

はい、遠藤委員、お願いいたします。

(遠藤委員)

使用者側の遠藤です、よろしくお願いします。

今、小林委員のほうからお話がありましたけれども、やはり、私も今年で3年目になると思うのですけれども、今までの流れを見ていて、最低賃金というのは一つのベンチマークなっていて、こここのところ引上げが全国的にかなりの率で引上げが行われていて、先ほどお話がありましたけれども、山梨県の方でも令和4年比で17%位の引上げになっているということです。

それとともに、物価の方も、消費者物価指数の話も先ほどありましたけれども、かなり上がってきているということと、これからもおそらくインフレ、世の中全般の流れとしては止められないだろうと考え、あと、家内労働者数も非常に少ない、減少しているということを見ると、先ほど、生計を支える意味でもやっているというお話もあったことを踏まえて、検討をすべきと思います。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま遠藤委員からも、最低賃金の引上げに加えて物価の上昇、それから家計を支えるという意味で、家内労働者数が少なくなっているという点から、含めて改正の必要があるという意見が出ましたが、ほかにいかがですか。

(落合部会長)

はい佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

引上げ自体はいいと思っています。ただし、僕も、前々回から参加しているのですけれども、あまり上げ過ぎると、委託者、仕事出すほうも仕事量が減ってしまう、結果、請けるほうの仕事量が減ってしまって、せっかく上げたけれども、仕事量が減ってしまい生活のプラスにならないという部分がある。

最低賃金は最低賃金なのだけれども、やっぱり実需、要は委託者側が出せる金額をちゃんと考慮した上で、引上げ過ぎないということが非常に重要、ということが僕としては感じています。

提案としては、他県も同じような水準に引き上げているので、引上げ自体はいいのだけれども、他県同水準、これで引き上げることを、まずは考えなければいけないと思っています。

先ほどの説明があったとおり、今、経験年数が10年未満の方が多い。

ベテランであれば、当然それに見合った給料にするのが当たり前だと思いますが、今、ベテランがどんどん引退して、若い方が増えている、10年未満の方が増えてい

るということを考えると、そんなに引き上げなくてもいいのではないかという考え方も考慮したほうがいいのではないかと思いました。

ただ、今日の議論でいうと、3年に一度なので、引上げることについては賛成です。

(落合部会長)

ありがとうございました。

ただいま佐藤委員から、引上げについては必要ですけれども、その金額については、考慮すべきだという意見が出ましたけれども、ほかにいかがですか。

(落合部会長)

いかがでしょうか。

改正の必要はないというお考えの委員の方はいらっしゃいますか。

(落合部会長)

いらっしゃらないですかね。

議論も出尽くしたようですので、とりまとめをしたいと思いますけれども、今の皆様の御意見を伺いますと、全会一致で「改正の必要があり」ということでよろしいでしょうかね。

(委員一同)

(異議なし。)

(落合部会長)

皆様異議なしということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、全会一致により、改正決定をする必要があると認める旨、部会報告をさせていただきますと思います。

それでは、本審議会へ審議経過等を報告することとなりますけれども、その部会報告案を事務局が作成しておりますので、報告案の配付と朗読をお願いできますでしょうか。

(落合部会長)

朗読お願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

案

令和8年1月21日

山梨地方労働審議会会長 落合圭子 殿

山梨地方労働審議会 家内労働部会部会長 落合圭子

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について 報告

当部会は、標記について慎重に審議した結果、山梨県電気機械器具製造業最低工賃について、全会一致により改正決定することが必要であるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の氏名が記載されておりますけれども、朗読は省略させていただきます。

次に、もう一枚のほうを御覧いただければと思います。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃改正に係る審議経過概要を記載しております。

上段が、本日の家内労働部会におきまして、審議事項につきまして御審議いただいたことを記載しております。

中段でございます。

昨年11月21日に地方労働審議会本審が開催されまして、部会の設置等につきまして御審議いただいたことを記載しております。

下段でございます。

下段につきましては、家内労働部会の委員の皆様の指名につきまして記載しております。

以上でございます。

(落合部会長)

事務局が朗読した報告案について何かございますか。

(委員一同)

(異議なし。)

(落合部会長)

それでは御承認いただいたということで、この報告案どおり、次回の本審に報告させていただきたいと思っております。

事務局から、今後の予定について説明をしていただけますでしょうか。

(貸金室長)

配付させていただいております資料のうち、「関係規定等資料」の3ページを御覧いただければと思います。

最低工賃の決定の流れの図となります。

本日の部会におきまして、山梨県電気機械器具製造業最低工賃について、「改正の必要あり」との結論をいただきましたので、この図の流れのとおり、今後、速やかに地方労働審議会会長へ、直接、最低工賃の改正諮問を行わせていただきます。

その後、既に皆様方に日程調整をさせていただいておりました、令和 8 年 1 月 30 日の午後 2 時から、今日と同じ 1 階会議室におきまして、最低工賃専門部会を開催させていただきたいと思っております。

開催の通知につきましては、別途送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、改正諮問を行いましたら、労働局の掲示板等に、関係家内労働者及び関係委託者からの意見を求める、「意見聴取に関する公示」を速やかに行います。

意見聴取に係る公示のほか、最低工賃専門部会における参考資料とするため、前回の改正時と同様に、最低工賃設定業務を委託している委託者と実際に業務を行っている家内労働者に対しまして、事務局で改めて意見等を聴取することを予定しております。

この結果につきまして、最低工賃専門部会に報告を行うことによりまして、関係者からの直接の意見聴取に代えさせていただきたいと考えております。

前回の電気機械器具製造業最低工賃の改正の際に実施しました意見聴取項目を参考にしまして、「意見聴取項目（案）」を作成しました。

今お配りしますので、内容を御確認いただきまして、何か追加等ございましたら、御意見をいただければと思います。

(落合部会長)

ただいま、事務局から、今後の予定等について説明がありました。

関係者からの意見聴取について、「事務局で意見聴取を行い、その結果について部会に報告することにより代替する。」という提案がありましたが、まず、その点について、事務局提案でよろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(落合部会長)

意見聴取項目案が今配られましたけれども、この点について何か御意見等ある委員の方いらっしゃいますか。

いかがでしょうか。内容はよろしいでしょうか。

(今井委員)

今配られました家内労働者の方の意見聴取項目がありますが、裏の方の 10 番とか 11 番、改定状況とか作業量の変化について、元年度以降で聞いていますが。

(賃金室長)

すいません、4 年度です。

(今井委員)

そうですね。

(落合部会長)

その点を訂正いただいて、ほかによろしいですか。

(峯岸委員)

委託者のところの 10 番目ですね、家内労働者の委託量の変化、3 年前と比較してまた、今後の見込みとかっていうところですけども、先ほど佐藤委員がおっしゃった見込みの部分、減るか減らないか、ここは、少し具体的に、ただ、増加する、減少する、変わらないというだけではなく、何か意見的なものを、経営者側のほうからコメントをいただけるとすごくありがたいと思います。

ただ3項目だけではなく、今後の見込みの部分で、なんか具体的にコメントをいただけると、参考の資料になると思います。

(落合部会長)

10 番の今後の見込みについて具体的な意見等を追加していただきたいという意見をいただきましたので、その点について御検討いただけますでしょうか。

(賃金室長)

理由的なところでよろしいでしょうか。

(峯岸委員)

はい。

(落合部会長)

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

それでは、今の御意見等を踏まえて事務局は今後の作業を進めていただきますようお願いいたします。

【 議事（6）その他 】

(落合部会長)

それでは、最後に「その他」となりますけれども、各側で何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(落合部会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

最後に一点、御連絡させていただきます。

1月30日に開催を予定しております最低工賃専門部会の審議の冒頭におきまして、家内労働者側及び委託者側の各側委員から、まず、審議に臨むに当たっての基本的見解を述べていただくことを予定しております。

30日ですので、前日の29日までに私のところにメールでいただければ助かります。御準備をよろしくお願いいたします。

それともう一点、本日中に最低工賃専門部会の開催通知と出欠の確認を委員の皆様にもメールで送付させていただきます。

お忙しいところ大変申し訳ないですが、1月27日までに出席の確認票に必要事項を記入していただきまして、メールで返信いただければと思います。

年初めの大変お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(落合部会長)

ありがとうございます。

各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

【 6 閉 会 】

(落合部会長)

以上をもちまして、本日の家内労働部会を終了いたします。

なお、本日の議事録の確認は、本審の委員でもあります濱田委員、遠藤委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。